

警察が個人情報提供「違法」

大垣署訴訟「意図的で悪質」

岐阜県大垣市での風力発電施設建設をめぐり、県警大垣署に個人情報収集され、事業者に提供されたのは違法として、住民4人が国家賠償などを求めた訴訟の判決が21日、岐阜地裁であった。鳥居俊一裁判長は「プライバシー情報を積極的かつ意図的、継続的に提供した態様は悪質といわざるを得ない」と述べ、原告全員に計220万円を支払うよう県に命じた。

岐阜地裁判決

公安の収集 違法性は否定

原告側によると、警察が通常業務で個人情報等を第三者に提供した行為を違法とした判決は初めて。県警は「真摯に受け止める。判決内容を検討した上で今後の対応を決める」とコメントした。

判決によると、2013年8月～14年6月、大垣署警備課の警察官3人が4回、大垣市で風力発電施設

運動の情報は、思想信条に関連する情報であり、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高い」と指摘した。

そのうえで、情報をシートックに提供したこと正当な理由があったかを「目的や必要性、態様、情報の秘匿性」などの点で検討。原告らは風力発電の勉強会を行っていたにすぎず、「公共の安全や秩序の維持に危害が及ぶ危険性は生じていなかった」と述べ、提供する必要はなく、態様も悪質だとして、国家賠償法上違法だと判断した。

一方で、情報収集については「必要性はそれほど高いものではなかったが、原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には危険性はないとはいえない」

判決によると、2013年8月～14年6月、大垣署警備課の警察官3人が4回、大垣市で風力発電施設

活動や過去に関与した市民

支援者に「勝訴」を報告する原告ら＝岐阜地裁



情報の抹消請求も「対象となる情報の特定性を欠く」として却下した。

判決を受け、原告弁護士団は「裁判所が公安警察の活動を違法とするのは極めてまれで、国民の権利を守る正当な判断」と評価。一方、情報収集や保有の違法性が認められなかった点は「公安警察が特定の個人に着目して情報を収集し保有し続ける法的根拠はない」と批判した。

この問題は、同社の議事録を入手した朝日新聞の報道で判明した。治安やテロ対策を担う公安警察の活動実態が明るみに出た事例として注目された。(深津弘)

収集・提供 監視枠組みを

日本大学の玉虫由樹教授(憲法学)の話 個人情報保護において、非常に重要な判決だ。警察の調査能力は大きく、ささいな情報でも、大量に集めることで個人の人格全体が把握できてしまう。第三者への情報提供を、憲法が保護する個人の自由の侵害だと認めたことは、警察が私企業に対し、意見交換を口実にむやみやたらと情報を提供する歯止めとなる。一方、収集の必要性を低いハードルで認めたことは課題だ。市民の行動を萎縮させる効果があるのに、法律の根拠や第三者の監視がないという構造的な問題に触れていない。警察による情報収集や提供を監視する、プライバシーに配慮した枠組みが必要だ。

「いい判断」原告側勝訴にわく

警察による個人情報提供は違法 大垣署訴訟地裁判決

収集の違法性など認めず 不満も

岐阜地裁で21日、大垣署の中部電力の子会社シーテック(名古屋市中)に対する情報提供の違法性を認める判決が示された。勝訴の報告に、地裁前に集まった支援者からは大きな拍手がわいた。(編集委員 伊藤智章、山下寛久)

「裁判所が警察の活動を違法と言った。極めて異例で、いい判断だ」。判決直後、岐阜地裁近くで開いた原告集会で山田秀樹弁護士は判決を評価した。原告4人も集会に参加し



判決後に記者会見する原告の松島勢至さん(右)ら＝岐阜市

た。近藤ゆり子さんの「国会で警察庁が『通常の警察活動』と開き直ったのに、違法と言った。これは大変大きい」。船田伸子さん(69)も「法律事務所に勤め、人権擁護が仕事だ

った。それが間違っていない。判決で認められ、うれしかった」と話した。一方で、判決が情報収集の違法性や、データ抹消を認めなかったことについては不満も出た。住職松島勢至さん(69)は「僕の情報が勝手に集められたのに、とがめないのはおかしい」。

判決では、警察による情報収集の必要性の根拠として、仮に原告らの風力発電の勉強会などの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全などを害する危険性がないとはいえないとした。その点について

て、松島さんと勉強会に取り組んだ元養鶏業、三輪唯夫さん(78)も「どういう判断なのか。内容をよく検討したい」と話した。

大垣署との情報交換内容を議事録にしたシーテックの広報担当者は「訴訟当事者ではなくコメントは差し控える」。ただ、「(議事録表裏化という)当社の情報管理に不備があり、関係者におわびしている」としている。

がイラク派遣に反対する人たちを監視し、個人情報を集めたことの違法性が争われた訴訟で、原告住民側弁護士事務局長の小野寺義象弁護士は「警察が集めた情報を当事者の企業に渡しているはずがない」と評価した。自衛隊の訴訟では二審で、被告の保全隊幹部がようやく証人に立ち、議論が深まったという。「大垣署の訴訟も二審があれば、警察官を証人に立たせ、具体的な情報収集の実態を明らかにさせたい」と語った。

監視庁のテロ捜査資料がネット上に流出し、個人情報報をさらされたイスラム教徒が国と都に損害賠償を求めた訴訟の原告側弁護士の井桁大介弁護士は、判決が

根本的問題に踏み込まず

「日本の公安警察」などの著書のあるジャーナリスト青木理さんの話 判決は根本的な情報収集の問題に踏み込まなかった。レベルの差はあれ、全国の公安警察が大垣署と同じことをしている。過激な左翼活動が収まる中、公安は一般の市民運動などにまで監視対象を広げ、自分たちの大きな存在理由にしている。それを許していいのか。経済安保が強調される中、さらに公安による情報収集が強化されようとしており、断じて見過ごせない問題だ。

収集の必要性を認め妥当

元警察大学校長の田村正博・京都産業大学教授(警察行政法)の話 警察の情報収集に具体的な必要性を求めると、今後起きうる事態を把握できない可能性もあり、収集の必要性を認めたことは妥当だ。一方、判決は情報の取り扱いの難しさを示した。収集に比べ、提供は慎重な判断が求められるが、警察活動では秘匿性が高い個人情報を第三者に伝えざるを得ない場合もある。必要性を具体的に説明できないこともあるからこそ、組織内部で慎重な吟味が必要になる。警察も今回の事案を検証し、教訓を探るべきだ。

情報収集を認めたことで、「100点満点中、30点だ」と厳しい受け止め。「原告の活動が『公共の安全と秩序を害する事態に発展する危険性』とまでいう。この論理なら、警察は何でも監視していいとなってしまう」と語った。

県警の個人情報提供違法

岐阜地裁 住民への賠償命令

岐阜県西濃地域の風力発電施設の建設計画を巡り、自分たちの個人情報を県警大垣署員が中部電力子会社のシーテック(名古屋)に提供したとして、建設反対派の住民ら男女四人は同県大垣市で、県などに計四百四十万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、岐阜地裁は二十一日、県に計三百二十万円の支払いを命じた。「情報提供はプライバシーの侵害で違法」と判断した。〔社説〕

抹消請求は却下

鳥居俊一裁判長は、二〇一三―一四年に計四回開かれた情報交換会で、大垣署警備課がシテックに伝えた四人の市民運動への参加歴、病歴などは「プライバシー」

内部統制が一層重要に

元警察大学校長で京都産業大の田村正博教授(警察行政法)の話、例えば暴力団員に該当するかなど、警察による情報提供が必要な場合もあり、今回の判決も情報提供全般を否定したわけではない。個人の病状などは当然慎重に扱われるべきで、必要性の判断では組織としての内部統制がより一層重要になる。情報収集の必要性は収集してみないと判断できない面があり、難しい問題だ。

情報」と指摘。「住民らの活動で公共の安全に危害が及ぶ危険性は生じていなかった」と、県警による情報提供の必要性を否定した。その上で「原告は積極的、意図的に対立の相手方であるシテックに情報提供され、精神的損害を被ったと認定。市民運動への参加歴は、思想信条に関わる情報で「要保護性が高い」とも述べ、県が四人に各五十五万円ずつ支払うよう命じた。

一方、住民側は県警による情報収集自体を違法だと訴えていたが、「万が一に備えて情報収集をする必要があったことは否定できない」と言及。「違法とまではいえない」と判断した。住民らは県警と警察庁が収集した個人情報保有し

ていると推認して、抹消も請求していたが、「情報が特定されていない」として退けた。

県警は「判決を真摯に受け止めている。内容を検討した上で今後の対応を決め

判決後に「勝訴」の旗を掲げる原告ら＝21日、岐阜地裁前で



「とコメントした。

判決によると、大垣署は「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」「東大を中退しており、頭も良い

情報取り扱いに一定のブレーキ

【解説】 今回の判決は、警察による個人情報提供を「違法」と断じており、踏み込んだ内容といえる。公平性を期待されている警察が、あたかも企業に便宜を図るかのよう

し、しゃべりも上手であるから、このような人物とならざるやっかいになる」などと、シテックに四人の個人情報を伝えた。

主張を退けた。ただ、情報の内容や収集の必要性などを「総合考慮して判断すべきだ」とも指摘しており、収集の対象を際限なく広げること認めたわけではない。裁判所が警察の情報の取り扱いについて一定のブレーキをかけたとも受け取れる。

弁護士は、公安警察の情報収集活動を法で規制したり、第三者が監視したりする制度の必要性を訴えている。警察への信頼を持続させるためにも、捜査の秘密性との兼ね合いなどを議論する余地はあるだろう。(岐阜支社報道部・立石智保)

原告判決を評価

風力発電施設の整備に連して、個人情報提供を岐阜県警に漏らされた住民が県などを訴えた訴訟の判決。岐阜地裁は二十一日、開発事業者のシーテックへの情報提供を「違法」と認定した。原告と弁護士は主文が読み上げられると、法廷でグータッチを交わし、地裁前で「勝訴」の旗を掲げて「画期的だ」と声を弾ませた。

「裁判所が公安警察の活動を違法とするのは極めてまれ。非常に良い判断だ。会見で山田秀樹弁護士は判決を高く評価した。賠償額も「この種の事件と

「公安が違法 画期的判断」

しては非常に高額。正直、一万円でもよいくらいだと思っていた」と語った。

原告の近藤ゆり子さん(左)は「警察業務として行った情報提供を違法としたのは、大変重大だ」と笑顔をみせた。

一方で、判決は、警察の情報収集について「違法とまではいえない」と指摘。この点について、近藤さんは「提供に至るには収集しないといけない。そこをあいまいにされていることは不満だ」と複雑な心境もみせた。原告で僧侶の松島勢至さん(右)も「情報を集められたこと(違法性)が認められないのはおかしい」と語った。(名倉航平)

警察と個人情報

野放図な収集は危うい

岐阜県警大垣署の署員が、収集した市民の個人情報を外部に提供したことに對し、岐阜地裁は「提供は違法」と判断した。情報収集自体については「違法とまではいえない」とし、合法とは断じなかった。「捜査のため」を大義名分とした個人情報収集には慎重であるべきだとのメッセージが込められたともいえる。

裁判の原告は、岐阜県西濃地域に建設が計画された風力発電施設に關し、勉強会を開くなどしていた反対派の住民四人。

判決などによると、四人は経歴や病歴、市民運動の参加歴などを署員に集められ、同施設の事業者の中部電力子会社に提供されたのは違法だとして、国と県に損害賠償を求めた。署員は四人について「頭もいいし、喋りも上手」「や

っかい」とも発言していた。争点は大きく二つだった。

まずは個人情報の提供。違法だとする原告側に対し、県などは「住民が自ら発信した情報で秘匿性が高くない」と反論したが、判決は「プライバシー情報を積極的、意図的に提供した」と断じた。

二つ目は、情報の収集。原告側は「法的根拠がない」と訴え、県などは「警察法に基づいている」と主張。判決は「県警の情報収集の必要性はそれほど高くはなかったが、収集の手段は任意で、違法とまではいえない」と退けた。

警察の情報収集を巡っては、警視庁の国際テロ捜査文書がインターネット上に流出、個人情報が公開になったイスラム教徒らが東京都などに損害賠償を請求した。東京地裁は流出の過失を認めた半面、

収集の違法性は退け、最高裁で確定した。今回の岐阜地裁判決はこの流れを受けたともいえる。

一方で「秘密裏の捜査」への司法の批判もある。裁判所の令状なしに捜査対象車両に衛星利用測位システム(GPS)発信機を取り付ける捜査手法に對しては、最高裁が違法判断を下し、確定した。

私たちは、自分たちの個人情報に警察権力がどれだけ収集し、どんな形で第三者に提供されているかをほとんど知らない。テロ関連の情報などは別としても、「捜査のため」の名の下に野放図な個人情報収集が許されれば、市民の「監視」につながりかねない。

各県公安委員会などは、捜査当局による個人情報収集がブラックボックス化せぬよう、何らかの手だてを講じるべきではないか。

2022.2.22

県警の情報提供 違法認定

岐阜地裁判決 風力発電建設巡り

中部電力子会社のシートック(名古屋市)が計画する風力発電施設の建設を巡り、岐阜県警大垣署員が反対派住民らの情報を収集して同社に提供したのは違法だなどとして、住民ら4人が県に計440万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決が21日、岐阜地裁であった。鳥居俊一裁判長は訴えを一部認め、県に計220万円の支払いを命じた。

判決によると、同署の警察官は2013〜14年頃、風力発電建設に絡む市民運動の動向を把握するため、原告らの政治的活動歴や思想信条などの情報を集め、同社に提供した。

情報提供について、鳥居裁判長は「原告らの活動で公共の安全や秩序の維持に危害が及ぶ危険性が生じていたとはいえない」と、違法なプライバシーの侵害に当たると認定。一方、情報収集そのものは「違法とまではいえない」とした。

判決について、原告の近藤ゆり子さん(72)は「情報収集に関する判決の評価が曖昧だったことは残念」と

話した。県警は「真摯に受け止めている。内容を検討し、今後の対応を決めたい」としている。

大垣署の個人情報提供違法

岐阜地裁判決 「悪質」県に賠償命令

大垣市などで計画された風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が反対住民らの学歴や思想などの個人情報

を事業者の中部電力子会社シーテック(名古屋市中区)に伝えたのはプライバシー権の侵害だとして、住民ら4人が県に計440万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決公判で、岐阜地裁(鳥居俊一裁判長)は21日、情報提供の態様は悪質だとして、計220万円を4人に支払うよう命じた。警察の情報提供に関し、裁判所が違法性を認めるのは異例。一方、情報収集自体の必要性は認め、情報抹消の請求は棄却した。【関連記事25面、判決要旨22面に】

は、風力発電事業への反対運動も含め、原告が過去に関与した市民運動の情報は「思想信条に関するプライバシー情報の中でも、要保護性が高い」と認定。「必要がないにもかかわらず積極的、意図的に提供し、みだりに第三者に提供されない自由を侵害した」と指摘した。

一方、情報の収集自体は「任意捜査による限り許容されるべき」と判断。原告がさまざまな市民運動に参加してきたことを指し「公共の安全と秩序維持を害する事態に発展する危険はないとは言えない」とした。

収集された個人情報の抹消請求については「抹消を求める作為(行為)の内容が特定されていない」として棄却した。

判決などによると、署員は2013～14年に4回、社員と面会し、住民らの年齢や学歴、病歴などに加えて、反対運動が「大々的な市民運動へと展開する」などと伝えた。

県警は「判決について真摯に受け止めている。内容を検討した上で対応を決める」とコメントした。

判決などによると、署員は2013～14年に4回、社員と面会し、住民らの年齢や学歴、病歴などに加えて、反対運動が「大々的な市民運動へと展開する」などと伝えた。

県警は「判決について真摯に受け止めている。内容を検討した上で対応を決める」とコメントした。

プライバシー権を侵害されたとする主張を認める判決を受け、「勝訴」などと言われた垂れ幕を掲げる原告ら＝21日午後、岐阜地裁前



個人情報提供訴訟

原告「異例の違法判断」

情報収集容認は不満

大垣署が事業者に個人情報を故意に漏らし、原告のプライバシー権を侵害したとして、岐阜地裁が21日、違法性を認めた異例の判決。原告団は「勝訴」と書いた垂れ幕を地裁前で掲げた後に岐阜市内で記者会見を開き、「警察の行為の悪質さ、原告の侵害された権利が重大だと認識した結果だ」として、裁判所の判断を好意的に受け止めた。

(山田俊介)

原告側の山田秀樹弁護士長は「警察の情報提供が国家賠償法上違法であると判断するのは、極めて異例なこと。原告の主張が大幅に採用された」と強調した。原告団の一人、近藤ゆり子さん(72)は「繋がる、やっかい」などとして学歴などの個人情報や署名から会社側に提供された「個人情報提供行為が違法と判断されたのは大変重要」と評価した。

一方、個人情報の抹消を求めた訴えは、棄却された。近藤さんは「収集しなければ提供される情報はない。そこが判決で曖昧にされているのは不満」と批判。署員から「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」など

どと警戒された原告の松島勢至さん(69)と三輪唯夫さん(73)も「情報を収集されたことが違法と認められないのはおかしい」と不満を述べた。

弁護士は「司法救済の道を閉ざす重大な問題。国民監視という他なく、市民活動や表現を萎縮させるもので、判断が不十分」とする声明を出した。控訴を検討するとみられる。

裁判を傍聴した朝日大法学部の大野正博教授は「本人が知らないうちに情報が受け流される怖さがある。情報収集の必要があり得るなら、現場の恣意的な判断に任せることがないよう、その方法や提供、管理について規制を設けるなど、時代に即した検討に入る時期に来ている」との見解を示した。

明確ルールなし

個人情報の問題に詳しい清水勉弁護士 今回の判決は、警察が会社側に提供した個人

情報の内容で差をつけず、原告全員に対し一律に同じ額を賠償するよう警察側に命じた。情報を外部に提供すること自体を問題としており、公安警察活動の在り方に一石を投じた画期的な判決と言える。他方で、情報収集の違法性を全く認めなかったのは残念だ。現状、公安警察の活動に明確なルールはなく、いつでもどこでどんな情報を集め、外部に出しているか組織内でもはっきりしていないのではなか。これでは犯罪やテロの抑止に向けた行為だとしても、適正かどうかチェックできない。今回の判決をきっかけに、外部への安易な情報提

供を改めるだけでなく、情報収集を含めた公安警察活動のルール策定を進めていくべきではないか。

収集に一定理解

京都産業大の田村正博教授(警察行政法) 警察による個人情報の収集は、さまざまな事案が起きる可能性を考慮行われており、事前に必要性を一つ一つ明らかにするのは難しい。今回の判決は、公安警察の情報収集活動や情報保有に一定の理解を示している。ただ、警察から第三者への個人情報の提供は、一般的に必要とは言えない。自ら積極的に明らかにしたものはプ

ライバシーではないが、政治的な思想信条や病気のような保護性の高い情報は、プライバシーの対象になるとされている。秘匿性が高い情報は、提供の必要性に慎重な判断が求められる。必要性を示すことができない場合は、今回のように、情報を外部に渡す際に違法性を問われる可能性がある。

岐阜新聞
2022.2.22

大垣署の情報提供「違法」

企業に学歴や病歴 県に賠償命令

岐阜地裁判決

中部電力の子会社「シーテック」(名古屋市中)が岐阜県大垣市などで計画する風力発電施設を巡り、県警大垣署が同社に個人情報を提供したことでプライバシーが侵害されたなどとして、住民ら4人が国・県に計440万円の損害賠償と個人情報抹消の抹消を求めた訴訟の判決で、岐阜地裁は21日、原告側請求の一部を認め、県に計20万円の支払いを命じた。個人情報抹消の請求は却下した。弁護団は「第三者への情報提供の違法性が認められたのは全国初では」と評価した。

鳥居俊一裁判長は、警察共の安全と秩序の維持を害する危険性はないとは言えず、必要性があったことは否定できない」と述べた。判決などによると、大垣

公安の収集活動課題残し

警察が民間企業に提供した住民の個人情報について、21日の岐阜地裁判決は「思想信条に関するもので、プライバシー情報の中でも要保護性が高い」とし、提供の違法性を認めた。判決後、岐阜市内で記者会見した原告住民らは喜びを表す

一方、情報収集については適法とされたことに「判決はあいまいで今後の課題」と不満もぞかせた。原告



「勝訴」の旗を出す原告ら—岐阜地裁前で21日、道永竜命撮影

大垣署情報漏えい訴訟の争点と裁判所の判断

	原告	岐阜県・国	岐阜地裁判決
個人情報が提供されたことによる住民側の権利侵害について	個人情報を承諾なく収集・管理・提供されない自由や、人格権としてのプライバシーを侵害	議事録記載の経歴などは本人が公表している情報で権利侵害は生じない	プライバシー情報と認められ、承諾するが償第三者は正当な理由がない限り、国家法上違法である
大垣署の情報収集について	原告らの活動は公共の安全と秩序の維持を害するものとは言えず、警察法によって正当化されるものではない	公共の安全、秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的とする行為は責務で適法	必要性がなかったことで認められるが賠償法上、違法とまでは認めない。国家賠償法上、違法とまでは認めない。
個人情報の抹消について	原告の情報はすべて抹消されなければ侵害状態は解消しない	抹消を求める対象が特定されず、請求は不適法	原告ら特定された情報以上、不特定な情報は抹消されない

公安在り方に一石

個人情報の問題に詳しい清水勉弁護士の話。警察が会社側に提供した個人情報の内容で差をつけず、原告全員に対し一律に同じ額を賠償するよう警察側に命じた。情報を外部に提供したこと自体を問題としており、公安警察活動の在り方に一石を投じた画期的な判決と言え。他方で、情報収集の違法性を全く認めなかったのは残念だ。現状、公安警察の活動に明確なルールはなく、適正かどうか

ら中部電力の子会社「シーテック」が建設を計画する風力発電施設について勉強会を開催。岐阜県警大垣署が原告らの活動歴などの個人情報収集し、シーテック側に提供していた。岐阜地裁判決で存在が認められた同意と企業側の取り取りを記載した議事録によると、原告の借住、松島勢至さん(89)について、同署は「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」として「存在」などとして

企業側に説明していた。松島さんは「訴えが認められただけ悪質なら、その段階の収集にもう少し(判決で)踏み込んでほしかった」と不満を語った。判決を受け、岐阜県警は「判決内容を検討した上で今後の対応を決めさせていただきます」とのコメントを発表した。風力発電の建設計画は、住民側の反対もあり、進んでいない。

【道永竜命、熊谷佐和子】

警察と情報

逸脱を許さぬために

警備・公安警察の活動に警鐘を鳴らす判決だ。ベールに隠された実態をどうやってチェックし、逸脱を許さないようにするか。検討を深める必要がある。

風力発電所の建設に反対する住民の情報を、岐阜県警が中部電力の子会社に流していた問題で、岐阜地裁は21日、「個人の思想信条や私生活など保護する必要の高い情報を、積極的、意図的、継続的に提供した」と述べ、県に賠償を命じた。

判決は一連の提供行為を「悪質」と断じ、賠償金は原告4人で計220万円と、かなりの高額になった。岐阜県警のみならず、全国の警察関係者は襟を正さねばならない。

13、14年に行われた県警との話し合いの内容を、中電側がまとめた議事録がある。住民運動を敵視するような地元大垣署幹部の発言や、原告らの人物評、経歴、最近の行動、さらには体

調などが記載されている。

県警は法廷で、多くは本人らが公開しているものだと言張したが、判決はこれを退け、当時の状況についても「原告らの活動によって公共の安全や秩序維持に危害が及ぶ危険性は生じていなかった」と指摘した。

情報を提供した目的を含め、県警は今後の活動への影響などを理由に詳細を明らかにしようとせず、かかわった警察官を証人として出廷させることも拒んだ。こうした態度は市民の不信を深めるだけだ。

裁判では情報の提供だけでなく「収集」の当否も争われ、判決はこれについては「違法とまではいえない」とした。

納得し難い判断だ。判決は、収集の必要性は高くなかったという一方、運動の広がり次第では「抽象的には公共の安全を害する事態に発展する危険性はないとはいえない」との理由で、

合法との結論を導き出した。これではどんな情報収集も認められることになりかねない。

テロなどに備えて警察が情報を集める作業は必要だ。だが今回、監視対象になったのは環境破壊を心配する10人ほどの勉強会だ。警察権力の行きすぎに歯止めをかけるべき司法が、その役割を適切に果たさなければ、人々の萎縮を招き、健全な議論も封じられてしまう。

岐阜県警の行いは朝日新聞の報道で明らかになったが、警察による情報収集・提供の内実は外部にはうかがい知れない。

国民の立場から警察を管理するのが国と都道府県の公安委員会だ。しかし形骸化が言われて久しい。今回の問題でも、国家公安委員長は過去に国会で「適正に取り扱っていると報告を受けている」と述べただけだ。

判決を踏まえ、公安委のあり方から検証する必要がある。